

1月28日(日)14:00~17:10

シンポジウム「アジア体制移行国の行政救済法の展開:監督から救済へ?」(日本語)

司会: 傘谷祐之(名古屋大学大学院法学研究科特任講師)

14:00~14:05 開会挨拶

村上正子(名古屋大学大学院法学研究科教授、CALE センター長)

14:05~14:10 企画趣旨

傘谷祐之(名古屋大学大学院法学研究科特任講師)

14:10~14:35 報告①「中国の場合」

李竜賢(中国西北政法大学行政法学院准教授/名古屋大学修了生)

14:35~15:00 報告②「ウズベキスタンの場合」

ネマトフ・ジュラベック(タシケント国立法科大学准教授/名古屋大学・CJLU 修了生)

15:00~15:25 報告③「モンゴルの場合」

ガルトバートル・オヤンガ(Alison and Kate Partners 法律事務所アソシエイト、名古屋大学・CJLM 修了生)

15:25~15:50 報告④「カンボジアの場合」

チンケット・メター(王立法律経済大学非常勤講師/名古屋大学・CJLC 修了生)

15:50~16:05 休憩

16:05~16:25 コメント: 稲葉一将(名古屋大学大学院法学研究科教授)

松本未希子(桃山学院大学法学部講師)

16:25~17:05 質疑応答

17:05~17:10 閉会挨拶

松尾陽(名古屋大学大学院法学研究科教授、CJLセンター長)

17:30~19:30 懇親会(立食形式)会費:2000円(要申込)

於:名古屋大学内レストラン シェ・ジロー

連絡先: 名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)

TEL:052-789-2325、e-mail: cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

申込先: お申込みはこちら

https://www.ics-com.biz/web_entry/nagoya/entries/add/202

